

第42回 施設・研修等分科会における審議の結果報告 別表フォローアップに係るヒアリングについて

公共サービス改革基本方針別表に記載されている事業のうち、平成26年度中に実施方法等を検討するとされている下記の事業について、平成26年8月6日開催の第42回施設・研修等分科会でヒアリングを行った。概要は以下の通りである。

ヒアリング対象事業（別表フォローアップ）

「経済産業省基盤情報システムの運用管理業務」

1. ヒアリングの内容等

経済産業省より、平成24年度からサービス提供業務（クラウド）として調達している基盤情報システムサービスに関して、事業の概要、入札時の競争性、経費削減の状況、提供されているサービスの質及びそれらを踏まえた今後の調達方法についての説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

(1) 競争性の向上による効果は上がっているのか

- 本業務の競争性の向上については、クラウド化によるものなのか、その他の要因に基づくものなのか判別できない。同様に、経費削減効果についても、競争性の向上によるものではなく、従来型の調達からクラウドに切り替えたことによるものである可能性がある。本業務と次期調達の状況を比較することにより、競争性の向上及び経費削減効果について、検証することができるのではないかと。

(2) 応札可能な事業者はどの程度いるのか

- 入札説明会に34者参加しているが、実際は2者応札となっている。実際に参加可能な事業者数を把握すべき（市場性の確認が必要）。
- 情報システム分野では技術革新が進んでいるが、新技術の担い手については大手の企業に偏り、次期調達における競争性が確保されない懸念がある。
- 次期調達において、特許庁のシステムを統合して調達するなど、事業規模の拡大により、応札者の減少が予想されることから、競争性の確保に向けた更なる取組が必要。
- 競争性を損なわない範囲で、同一事業者が、複数のJVに参加できるようにするなど、要件の緩和を検討すべき。

(3) 民間競争入札実施の検討は十分か

- 国際調達の手続により入札の透明性が確保されているとしても、民間競争入札の必要性が低いことにはならず、公サ法のメリット措置の活用が期待できる。
- 本事業は本業務の調達時に競争性が一定程度働いていたことが確認できるが、次期調達においても競争性が確保されるかをモニタリングする必要があり、十分な競争が行われない場合には、民間競争入札の実施を検討すべきである。

2. ヒアリングを受けた今後の対応方針

次期調達について、民間競争入札の手續によらず、経済産業省が所定の手續を経て調達することに関して、監理委員会は妨げない。しかしながら、次期調達において、十分な競争性が確保され、経費削減効果が確認されるかについて、監理委員会がモニタリングを行い、必要に応じて、民間競争入札の実施を経済産業省に求めることとする。

3. ヒアリングの結果

当該事業について、監理委員会が引き続きフォローアップを実施することから、基本方針別表において、「経済産業省は、更なる競争性の改善の取組を行い、当該業務の実施状況及び次期調達における入札結果等を踏まえ、監理委員会と連携しつつ、次々期調達に向けて民間競争入札の実施の必要性を検討する。」旨を記載する。

ヒアリング対象事業（別表フォローアップ）

「国際協力機構の技術協力機材の在外調達支援業務」

1. ヒアリングの内容等

（独）国際協力機構（JICA）から、事業の概要、これまでの事業実施体制の経緯を踏まえた今後の事業実施方法についての説明があり、委員から以下のような質問や意見があった。

【委員からの主な意見】

(1) これまでの一者応札対策は適切だったか

- 機材の仕様書作成業務及び調達手續の支援業務（国内で実施する業務）について、一般競争入札の結果、経費が大幅に削減されているが、業務の質は確保されたのか。
- 直営化によって、直接経費が減少したとしても、間接経費が増加しているのではないのか。また、他の業務が増加しているということはないのか。フルコストでの検証が必要。
- 直営化といっても短期雇用の職員が実施していれば、ノウハウの蓄積や質の維持向上が期待できないのではないのか。

(2) 官民競争入札を実施すべきではないのか

- 本業務に関して、機構が実施すべきか、民間事業者が実施すべきかについては、市場の判断に委ねるべきではないか。官民競争入札は、公共サービスの担い手を選定するための手續であり、本業務については、官民競争入札により、適切な実施者を決定すべきである。
- 一方、官民競争入札の実施に一定程度のコストを要すること及び本事業の規模を考慮すると、まずは、業務フロー・コスト分析を実施し、本業務のフロー及びコスト構造、並びに求める業務の質を明らかにした上で、その結果を踏まえつつ、官民競争入札の実施を検討すべきである。

2. ヒアリングを受けた今後の対応方針

監理委員会は、機構が当該業務を自ら実施することについて妨げないが、機構が自ら実施する場合は、技術協力機材の在外調達支援業務について、業務フロー・コスト分析を機構が実施することとし（平成 27 年度）、その結果に基づき、官民競争入札の実施の要否について、監理委員会において検討する（平成 28 年度）。

3. ヒアリングの結果

平成 26 年度の事業選定において、技術協力機材の在外調達支援業務を業務フロー・コスト分析の対象事業として選定するとともに、基本方針別表において、「業務フロー・コスト分析の結果を踏まえ、監理委員会と連携しつつ、官民競争入札又は民間競争入札の実施について検討を行い、平成 28 年度中に結論を得る。」旨を記載する。

以 上